長与町農業委員会会議録

平成３０年６月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成３０年６月農業委員会総会

１．　日時　　平成３０年６月２５日（月）　　１３時３０分から１４時５０分

２．　場所　　長与町役場４階全員協議会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

第４　　第２号報告　農地改良届出報告書について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、総会開催に先立ち、報告いたします。平成３０年６月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、１２人全員の出席であることを報告致します。農地利用最適化推進委員は、８人全員出席でございます。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　それでは、平成３０年６月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。

４番、古立英明委員、５番、辻田晶夫委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案、農用地利用集積計画について９件出されています。

そして、報告事項では、農地転用専決処分報告が２件、農地改良報告が１件出されています。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。

それでは、第１号議案、農用地利用集積計画についての１件目を事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。

それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）。

利用権を設定する土地は７筆です。長与町丸田郷（地番）、畑、８３９㎡。同じく（地番）、畑、５４１㎡。同じく（地番）、畑、１，１４９㎡。同じく（地番）、畑、５１６㎡。同じく（地番）、畑、１５７㎡。同じく（地番）、畑、５５㎡。同じく（地番）、畑、５３０㎡。計７筆、３，７８７㎡。

利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物名は、野菜です。平成３０年７月１日から平成４０年６月３０日までの１０年間です。新規になります。

６ページをお開き下さい。今回、借主は、新規就農者となりますので、就農計画になります。年齢は６７歳で、営農部門は、野菜。農業労働力は、（借主）本人と奥様の（氏名）さんのお二人になります。以下、ご覧のとおりです。

８ページをご覧ください。営農計画書としては、１．作物名、野菜、主にジャガイモ、大根、ホウレン草、ナス、ミニトマト、きゅうり。２．作付面積、０．３７ヘクタール。３．年間生産目標量、平成３０年１ｔ、平成３１年１ｔ、平成３２年１ｔを見込んでいます。

土地の所在ですが、９ページをお開き下さい。丸田郷、（集合住宅）、（施設名）から、〇〇方向へ図のような場所が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っておりますので、まず担当推進委員から補足説明をお願いします。
梶尾　厚推進委員。

推進委員５　番　　２２日に、地元委員さんの上杉さんと崎山さんと役場の農業委員会から２名で計５名で調査を行いました。詳しいことは、丸田谷の上杉委員からお願いしたいと思います。

議　長　　続いて、担当農業委員さんから補足説明をお願いします。
１１番、上杉　司委員。

１１番　　借りられる方（氏名）さんと（貸主）の関係ですが、（借主）が（貸主）の家のリフォームを数回されているということです。（借主）よりリフォームの仕事が少なくなったということで、野菜を作る農業をやりたいと（貸主）が相談を受けられたそうです。７筆は、（貸主）は高齢であるし手をつけていないとのことで、去年の農地調査結果はＡ判定でありほとんど草は刈られてないです。今、手を付けているのは、（地番）だけで重機を使って整地されており、他のところは草も切ってないし今からだろうと思われます。丸田は特に置き地が増えており、このような人が出てきて少しでも置き地が減ってくれたらと思います。

議　長　　続いて、３番、崎山農業委員さんからありませんか。

３　番　　始めて山の中に行きましたが、昔畑だったろうという所はほとんど雑草と竹に覆われていまして、ここが改めてまた畑によみがえればすばらしいなと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
渡邊委員さん、お願いします。

９　番　　確かに良いことだと思います。ただ、ここで使用貸借１０ヵ年とされています。以前、私が、中間管理機構を使って何か出来ないかと提案したことがあります。名前の実績もあがるし。その後、調整をしてみますと言われたままで、何も言われませんが。１０年借りる場合は中間管理機構を使った方がいいと思いますが、そのあたりいかがですか？

議　長　　事務局長、この件についてお願いします。

事務局　　産業振興課にこのような意見があると伝えはしていますが、どうしても相対ですのでそのようになってしまうのかな、という気はしています。ただうちの方からも再度お願いをしていきたいと思います。

議　長　　基本的には、渡邊委員がご指摘されるように、中間管理機構を利用した方が、その後の保障の問題もありますので非常にいいです。産業振興課との連携が我々も含めて密でない部分がある気がしますので、そういう指導は出来るだけして下さるようお願いします。そして、基本的には、中間管理機構を利用する指導を、農業委員さん、推進委員さんについても、そういう推進を打ち出していこうと思っています。

他に、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画について許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、２件目の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局　　次に１０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田、５３６㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は、水稲です。平成３０年７月１日から平成３１年６月３０日までの１年間です。年間借賃は、年間〇〇円で毎年、年末、口座振込みとします。新規になります。

土地の所在ですが、１８ページをお開き下さい。三根郷、県道長崎多良見線、（店舗名）がございますが、そこから約１００ｍ入ったところが、申請地、三根郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員から補足説明はありませんか。
田中光夫推進委員。

推進委員３　番　　６月２７日午後より、柳原さんと計４名で現地確認しました。すでに田植えが済んでいてきれいに手入れがされていて特に問題ありません。

議　長　　続いて、担当農業委員さんからありませんか。
２番、柳原厚志委員。

２　番　　（施設名）の前になりまして、貸し手の（氏名）さんは、体調が悪くてどうしても自分で作りきれないとのことで、借り手の（氏名）さんに作ってもらうようにお願いしたそうです。新規になっていますが、３年位前から貸していたそうです。現在水稲を作って田植えも終わっており、問題ないです。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。
説明のとおり、農用地利用集積計画について許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、３件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　続きまして、１２ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田、２，００４㎡。利用権の種類は、賃貸借権です。具体的な作物は、水稲で、平成３０年７月１日から平成３３年６月３０日までの３年間です。年間借賃は、米〇〇ｋｇ、借賃の支払い方法は、２か月ごとに自宅納入としていますのは、〇〇ｋｇを２ヶ月毎、〇〇ｋｇを自宅に届けるということです。継続になります。

土地の所在ですが、１８ページをお開き下さい。三根郷、県道長崎多良見線、（店舗名）を〇〇方向へ進みますと、〇〇交差点がございます。そこを左折し約１００m進み、左折し７０m進みますと、申請地、三根郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

田中光夫推進委員。

推進委員３　番　これも、２７日の午後から先程の４名で現地調査行いました。継続ということで、田植えもされておりきれいにされておりましたので問題ないです。

議　長　続いて、農業委員さんからありませんか。

２番、柳原厚志委員。

２　番　田中さんが言われたように、きちんと管理されており田植えも終わっているので問題ないと思います。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画について許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手

をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、４件目の説明をお願いします。

事務局　続きまして、１４ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田、２，２７３㎡。利用権の種類は、使用貸借権で、具体的な作物名は、水稲です。平成３０年７月１日から平成３５年６月３０日までの５年間です。継続になります。

土地の所在ですが、１８ページをお開き下さい。三根郷、県道長崎多良見線、（店舗名）を〇〇方向へ進みますと、〇〇交差点がございます。そこを左折し約１００m進み左折し、約１３０m進みますと申請地、三根郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

田中光夫推進委員。

推進委員３　番　これも、２７日に現地調査行いました。ここもきれいにされており問題ありません。

議　長　続いて、農業委員さんからありませんか。

２番、柳原厚志委員。

２　番　区画整理されております。また、ほとんど三根郷の人は耕作されてないが、他の地域の方が借りてきちんと管理されています。問題ないです。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画について許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、５件目の説明をお願いします。

事務局　　それでは、１６ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田、３，４７３㎡の一部、１，３００㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。平成３０年７月１日から平成３３年６月３０日までの３年間です。年間借賃は、米〇〇ｋｇで、毎年、年末自宅へ納入します。継続になります。
土地の所在ですが、１８ページをお開き下さい。三根郷、〇〇団地、〇〇川の横になりますが、赤色に囲った赤塗りのところが、申請地、三根郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。
田中光夫推進委員。

推進委員
３　番　　２７日に現地調査行いました。区画整理されているのですが、半分になっていますが、１８ページの図面の田の所は、果樹類を植えておりまして裏作みたいにしています。今申請している所については、すでに田植えがされてあるので問題ないと思います。

議　長　　続いて、農業委員さんからありませんか。
２番、柳原厚志委員。

２　番　　この案件は継続でして、（貸主）と（借主）はいとこ同士の関係で、もう１０年近く借りて作っています。今、田植えも終わって問題ないと思います。１８ページの図面に白い部分と赤い部分がありますが、白は梅と柿が植えられています。赤い部分だけを（借主）が借りて作っています。

議　長　　一筆の半分という形でご了解頂きたいと思います。
説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。
説明のとおり、農用地利用集積計画について許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、６件目の説明をお願いします。

事務局　　それでは、１９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は、２筆です。長与町三根郷（地番）、田、１，２５９㎡。同じく（地番）、田、１，１５９㎡。利用権の種類は賃貸借権です。
具体的な作物名は水稲です。平成３０年７月１日から平成３３年６月３０日までの３年間です。年間借賃は、米〇〇ｋｇで、毎年、年末自宅へ納入とします。継続になります。
２１ページをお開きください。未相続農地になりますので、利用権の設定に関する同意書になります。次の２２ページをご覧ください。被相続人（氏名）さんの相続関係説明図になります。
土地の所在ですが、２３ページをお開き下さい。三根郷、県道長崎多良見線、〇〇大橋を渡りまして、〇〇バス停がございますが、申請地は、図のような場所が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。
田中光夫推進委員。

推進委員
３　番　　すでに田植えも済んでいてきれいにされており、問題ありません。

議　長　　続いて、農業委員さんからありませんか。
２番、柳原厚志委員。

２　番　　区画整理されており、相続人の（貸主）はご主人が去年２月に亡くなられ、まだ登記が終わってないので、子供さん含めての承諾だったと思います。４０年近く（氏名）さんは水稲は自分で作っておられませんでした。借り手の（氏名）さんが１０年近く作っておられ、その前も他の方が作っておられました。特に問題ないと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、７件目の説明をお願いします。

事務局　　次に、２４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、

長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆です。長与町嬉里郷（地番)、現況地目、畑、面積１，９５０㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、利用の内容は、みかんです。平成３０年７月１日から平成３３年６月３０日までの３年間で、借賃は、年間〇〇円で毎年、年末自宅へ納入とします。継続になります。

土地の所在ですが、２６ページをお開き下さい。広域図になりますが、嬉里郷、〇〇地区、（施設名）を地図に記載していますが、申請地は、(地区名）から（地区名）の中間になります。２７ページは詳細図になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

中村栄治推進委員。

推進委員６　番　　６月２１日の木曜日に現地調査行いました。こちらはみかんを作っておられたのですが、高齢の為に出来ないとのことです。

議　長　　続いて、農業委員さんからありませんか。

１０番、山本純博委員。

１０番　　当日は、現地に行けませんでしたが、特に以上ないと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。続いて、８件目の説明をお願いします。

事務局　　次に、２８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町斉藤郷（地番)。利用権を設定する土地は、１筆です。長与町斉藤郷（地番)、現況地目、田、面積９０９㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は、水稲です。

平成３０年７月１日から平成３３年６月３０日までの３年間です。借賃は、年間米〇〇ｋｇで、毎年、１０月頃自宅へ納入とします。継続となります。

土地の所在ですが、３０ページをお開き下さい。斉藤郷、〇〇港、〇〇川河口付近になりますが、図のような場所が、申請地、斉藤郷（地番）になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

坂本謙二推進委員。

推進委員７　番　　６月２２日に現地調査行いました。この土地の北側は、水田と隣接しています。問題ありません。

議　長　　続いて、農業委員さんからありませんか。

９番、渡邉章三委員。

９　番　　問題ありません。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

議　長　　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、９件目の説明をお願いします。

事務局　それでは、３１ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は住所、（氏名）さん、時津町久留里郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町岡郷（地番）、畑、１，２０４㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物名は、みかんです。平成３０年７月１日から平成３５年６月３０日までの５年間で、年間借賃は〇〇円で、毎年年末自宅へ納入とします。継続となります。
土地の所在ですが、３３ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線、〇〇公園、〇〇バス停がございますが、〇〇側が申請地、岡郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。
柳原弘推進委員。

推進委員８　番　２１日に役場担当と田中さんと私、あと地主の（貸主）が現地案内ということで同行されました。作物名はみかんとなっていますが、約半分位は野菜畑になっており野菜を作っておられます。（借主）の家の近くということです。特に問題ないと思います。

議　長　続いて、農業委員さんからありませんか。
６番、田中稔委員。

６　番　推進委員さんの言われるとおりで問題ないと思います。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。

農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。

１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番）、職業は、不動産業です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、職業は、農業です。

２．土地の所在等ですが、長与町高田郷（地番）、面積１９４㎡。同じく（地番）、面積４２㎡。同じく（地番）、面積５１５㎡。同じく（地番）、面積１０２㎡、計８５３㎡です。全て登記簿、畑、現況、畑。土地の所有者は、譲渡人と同じです。

３．転用計画は、宅地造成です。４．申請日、平成３０年６月７日。５．専決処分の日、平成３０年６月１３日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年６月２５日、長与町農業委員会事務局長和田　弘。

次に２ページをご欄下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、〇〇橋から、（事業所名）の近くになりますが、図のような場所が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何かご質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　では、次の報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の３ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。

１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（会社名）、長崎市万屋町（地番）、職業は、不動産業です。譲渡人は、（氏名）さん、西彼杵郡長与町丸田郷（地番）、職業は、無職です。（氏名）さん、長崎市宝栄（地番）、職業は、無職です。（氏名）さん、大阪府枚方市西船橋（地番）、職業は、無職です。

２．土地の所在等、土地の所在ですが、長与町丸田郷（地番）、登記簿、畑、現況、畑、１８５㎡。土地の所有者は、譲渡人と同じになります。

３．転用計画は、宅地造成、所要面積２０３１．８９㎡。内訳として、丸田郷（地番）、畑、１８５㎡。同じく（地番）、宅地、４９２．２２㎡。同じく（地番）、公衆用道路９．６７㎡。同じく（地番）、山林、１，３４５㎡。計で、４筆、所要面積２，０３１．８９㎡。

４．申請日、平成３０年６月１４日。５．専決処分の日、平成３０年６月２２日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年６月２５日、長与町農業委員会事務局長和田　弘。

届出の場所を申し上げます。４ページをご欄下さい。丸田郷、（施設名）グラウンド（集合住宅）の間になりますが、図のような場所が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　この件について、何かご質問はありませんか。

６番、田中稔委員。

６　番　　土地の転用目的のところで、（地番）、公衆用道路９．６７㎡となっており、今回転用と一緒に工事をされると思いますが、地域で何か問題はありませんか。

事務局　　公衆道路というのは、私道です。売主さんの土地です。

６　番　　わかりました。

議　長　　事務局にお願いですが、専決処分ですから、開発計画の図面は添付するべきと思います。

１筆だけか？将来的にどうなの？という部分がありますから。図面を出して、次の会に提

示して下さい。
　では、次の報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の５ページをお開き下さい。農地改良届出の報告です。
　土地の所在等、土地の所在ですが、岡郷（地番）、地目、登記簿、畑、現況、畑、面積８２８㎡のうち３９．６㎡。所有者は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）、耕作者は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。備考の欄に記載していますとおり、工事期間は、平成３０年７月３日までとなります。上記の通り、園内道路整備届を（平成３０年５月３１日付）平成３０年６月２１日に現地確認を行ったので、報告します。平成３０年６月２５日農業委員水谷　勉、農地利用最適化推進委員柳原　弘。代読でございます。
　届出の場所を申し上げます。７ページをご覧下さい。岡郷、国道２０７号線、〇〇橋がございますが、〇〇方向へ登った図のような場所が申請地となります。以上で、説明を終わります。

議　長　　ここは、前回開発が出たアパートの下のところになります。私と、柳原さんと二人で現地へ行きましたが、現状は、下の農地に入る道路を出入り口が無く、ふさがっているので、そこに作るという考え方です。ちょうど開発業者もおりましたので、将来、どのように活用するか尋ねたところ、もしかしたら開発の可能性も出てきます。とのことだったので、そのときはまた、その案件で皆様方にお諮りすることになるが、現状は、農地の入り口にするということです。以上です。
　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成３０年６月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会６月総会を閉会します。